

(2021年2月4日更新)新型コロナウイルス感染拡大に伴う当社の対応について

当社は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大の状況を考慮し、2020年2月29日(土)より当社従業員とその家族、お客様、取引先様の安全の確保、および安定したサービス提供の継続を図るとともに、社内外への感染被害抑止・感染リスク軽減に努めてまいりました。

2021年1月8日に発令された緊急事態宣言に伴い、以下の通り対応を変更させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

〈対象期間〉

1月9日～3月7日(国の方針によっては早期終了、変更の可能性あり)

〈基本原則〉

- ・手指衛生(手洗い・アルコール消毒)の徹底(携帯用アルコール消毒の全額会社負担)
- ・マスクの着用(出退勤時、就業時[お客様、取引先様との接触を含む])
- ・事業所は2時間毎の自然換気又は空調換気の徹底
- ・風邪症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)の推奨

〈独自対策〉

- ・各事業所にマスク着用・手指衛生のポスター掲示
- ・出勤前、出勤時の検温(37.5度以上の場合または風邪症状がある場合は休暇取得の勧奨)
- ・従業員が所属する事業所の都県(東京、神奈川)以外の当社事業所への立入休止
- ・従業員同士の接触は従業員が所属する事業所の都県(東京、神奈川)の従業員に限定
- ・19:30退社の励行(十分な休息、睡眠、食事をとり免疫力の向上)
- ・会議、スーパービジョン、研修等はオンラインでの実施(オンラインを積極的に活用)
- ・就業中の外出時に使用する携帯用手指消毒は会社で全額負担
- ・出勤とテレワークを個人の仕事状況で判断し選択できるものとする

(1)出勤する場合

自家用車と社用車での通勤を許可。移動制限は現在と同じ(東京、神奈川)

(2)テレワーク

事業所に出勤しないでもできる仕事は家等で就業する。

※会議、スーパービジョン等はこれまで通りオンラインで実施

〈従業員に濃厚接触者がでた場合の対応〉

医療機関でPCR検査を実施し、陰性が確認できるまで在宅勤務または休暇に切り替え

検査の必要可否はかかりつけ医等の地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に相談

※PCR検査が必要になり、保険適用にならない場合は検査費用を全額会社負担とする

(保険適用の場合は自己負担額を全額負担)

〈従業員の同居者に濃厚接触者がでた場合の対応〉

濃厚接触者のPCR検査の陰性が確認できるまで在宅勤務または休暇に切り替え

〈従業員に感染者がでた場合の対応〉

従業員同士の濃厚接触者を把握し、厚生労働省、保健所等の指針等に基づき対応

当社は、今後も情報収集を行い、状況に応じて必要な対応を速やかに実施してまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。